

## 指定校変更制度の受入れ要件の変更について

### 1. 検討の背景・経過

- ・小学校と中学校については、住民登録の住所に基づき、学区と指定校を定めている。
- ・小学校入学に際し、以下①②に該当する場合には、指定校とは異なる隣接学区の小学校への入学を認めている。
  - ①【隣接校】指定校に隣接する学区の小学校（隣接校）への入学を希望する場合
  - ②【兄弟姉妹】兄・姉が在学する小学校への入学を希望する場合
- ・現行の【兄弟姉妹】要件では、弟・妹の小学校入学時に兄姉が卒業している場合には、指定校変更を認めておらず、兄弟姉妹間で通う小学校が異なるという事例が発生しており、課題となっている。
- ・この件について、多方面から改善の意見が寄せられており、教育的配慮から、兄弟姉妹は同じ小学校に通うことがより望ましいと判断し、兄・姉が卒業した後にも弟・妹の指定校変更を可能とする。

### 2. 指定校変更制度の概要

#### (1) 主な申請理由

- ① 隣接校・・・指定校より通学距離の短い隣接校への就学を希望。ただし、他学区の児童生徒を受け入れた場合、教室に不足が生じることが見込まれる場合は、隣接校希望による指定校変更はできない。
  - ※令和2年度の隣接校希望による指定校変更の受入れ停止校  
第一小学校、第二小学校、第五小学校、西砂小学校、若葉台小学校、立川第五中学校
  - ※令和3年度から、第二小学校、若葉台小の受入れを再開する。
  - ※令和3年度から、第三小学校の受入れを停止する。
- ② 兄弟姉妹・・・兄・姉が通学している学校への就学を希望。
- ③ 部活動・・・希望する部活動のある中学校への就学を希望。

#### (2) 兄弟姉妹による指定校変更

- ・手続き・・・新1年生は、入学する前年の8月に申請書を提出。

### 3. 変更点

- ・【兄弟姉妹】要件による指定校変更について、兄・姉が卒業した小・中学校を希望する場合も指定校変更ができるようにする。
- ・変更時期：令和3年度入学・転入の児童・生徒より。

### 4. 兄・姉が卒業した小・中学校を希望できる令和3年度新入学児童の数

- ・第一小学校を希望できる新入学児童の数 2名
  - ※いずれも令和3年度 兄・姉：中1 弟・妹：小1
- ・第三小学校、第五小学校、西砂小学校を希望できる新入学児童の数 該当なし

### 5. 今後の手続き

- ・10月上旬 「指定校変更等の取扱いに関する要綱」改正
- ・10月上旬 該当者2名に通知